

朱雀第四小学校の発掘調査

1996年1月12日

(財) 京都市埋蔵文化財研究所

なぜ発掘をするのか？

2年前の1994年は、京都に都（首都）が移されてから、ちょうど1200年目にあたりました。それを記念していろいろなイベントが行われたことをおぼえている人も多いと思います。京都に都を移すとき（794年）、天皇や貴族たちは図1のような大きな長方形の都をつくろうとしました。そして、この都を平安京と名付けました。

平安京の大きさは南北5.2km、東西4.5kmもあり、その中を大小の道路によってくぎり碁盤目状の町をつくっていました。平安京で、一番大きな道路であった朱雀大路（幅約84m、今の千本通）から西が右京、東が左京とよばれています。図1の*印のところが朱雀第四小学校の発掘調査地点です。この住所を当時は、平安京右京二条二坊五町といいました。

今でも平安京跡は重要な遺跡として知られており、土地を大幅に掘られていなければ当時の人々の生活の跡が土の中に残っています。発掘調査をおこなうことによって、昔の人々の暮らしが明らかになるのです。

発掘調査をして何がわかったか？

第1番目は、1200年前の都つくりがたいへん正確であったことです。どのような基準で都つくりをしたかは、残っている古い記録によって少しることができます。発掘してみると、その記録どおりのところに二条大路と北側の家の堀、そして堀とともにう溝がみつかりました。当時は法律でそれらの幅や位置がきっちりと決められていたからです。精密な測量機械のなかった時代に宅地をくくる道路を東西南北に正確にとおすための高度な知識があったにちがいありません。

第2番目は、1200年前にここに住んでいた人がかなりくらいの高い人であったことです。発掘調査でわかった建物の大きさや建物配置によって、はじめは二条二坊五町全体を住宅地に使用していたと考えられます。その広さは学校の敷地をもう少し広げた大きさで、120m四方の正方形の土地でした。当時はくらいの高い人ほど、天皇がいた平安宮に近いところに住んでいました。また、二条大路は、平安宮の正面を東西にとおる平安京でも2番目に大きな道路（幅約51m）です。小学校の敷地は、二条大路の北側に位置し、しかも平安宮に非常に近いところです。ここに住んだ貴族のくらいの高さが、これらのことからうかがえます。調査地は住宅地の南東隅にあたっており、主人が暮らしていた一番りっぱで大きな建物跡は、きっとグランドの真ん中にあるにちがいありません。

第3番目は、10か所いじょうの地点から1100年前のまじないの跡が見つかったことです。当時の人々は、すべてのものに神がやどると考えていました。地震や洪水などの災害もすべて神々が怒った結果ひきおこされたと考えました。ここでは南北に流れる川が中央にいくすじも見られ、人々が水をどのようにコントロールして流すか悩んでいたようすがわかります。これらの川にそっていろいろなまじないの跡がでてきたのです。これらのまじないの跡は、ここに住んでいた人々が今後もこの土地で豊かに暮らせるよう、土地の神や水の神にいのり、神の怒りをしずめた跡かもしれません。

第4番目は、当時の社会(律令制度)がだんだんと変化していくようすがうかがえることです。律令制度とは、図2に書いてあるように土地と人はすべて国のものであり、土地の売買は禁じられ、人々は国からわけあたえられた土地に住んでいました。この図2は6年生になったら使う教科書にのっているものです。平安京のような大きくなりっぱな都は、このような制度があったからこそできたのです。

1100年前ごろからこの律令制度がだんだんとつぶれていく時代にあたります。この町も分割され、新たに家がつくられました。さらに、二条大路の北はしにある溝もだんだん埋められ、堀を南につくりかえて家の土地をひろげていき、道路から各家にはいる門もつくられたようです。当時の二条大路は幅は51mもありましたが、だんだんとせまくなつていき今では6mしかありません。

第5番目は、この町がだんだん平安京の宅地から畠や田んぼになっていくようすがわかってきたことです。都ができる300年ほどたった時には右京が耕作地に変わっていき、左京を中心に都が栄えていたことが昔の記録に書いてあります。このことも今回の発掘調査によって明らかになりました。幸運にも長いあいだ耕作地であったことが、遺跡を現在まで残していたといえます。

おわりに

いじょうのことが、今までの発掘調査でわかりました。朱雀第四小学校の地下に眠る遺跡は、歴史の謎をとくカギがいっぱいつまつた宝の山なのです。また、この下にはもっと古い時代の川や沼があることがわかつきました。これらをすべて調査すれば、もっと多くのことがわかると思います。

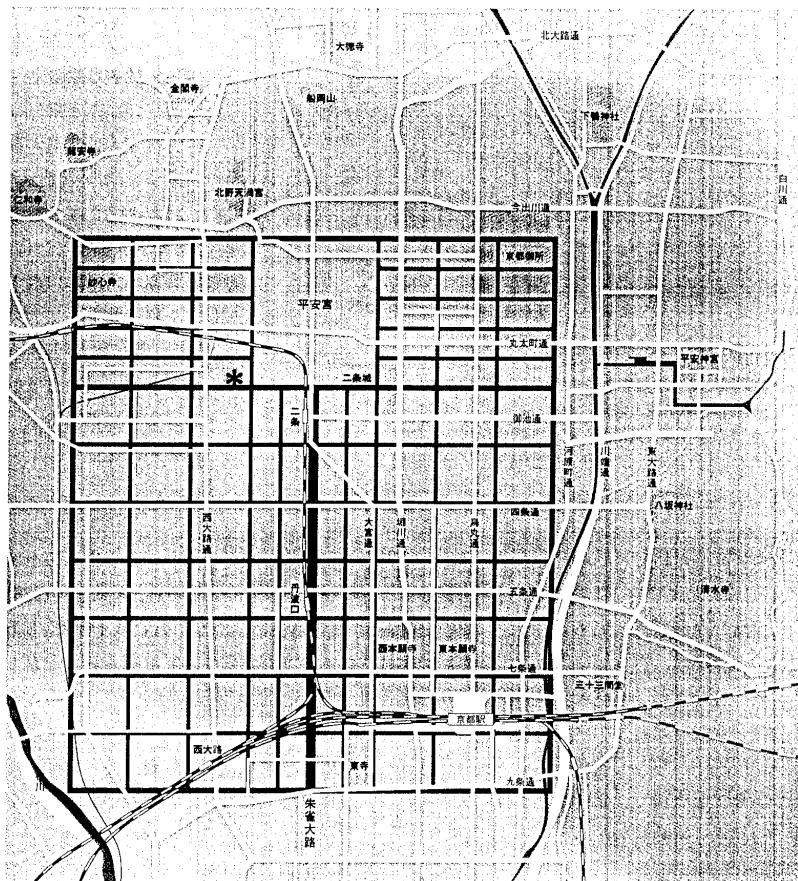


図1 昔の平安京と今の京都の町 (*印が朱雀第四小学校)

新しい政治の方針(646年)

- 一 これまで天皇や豪族がもっていた土地や人民は、すべて国家のもとのとする(公地公民)。
- 二 都や地方の区画を定め、それぞれの地方に役人をおいて治めさせる。
- 三 戸籍をつくり、人民に田をわりあてて耕作させる。
- 四 布などをおさめる税の制度を統一する。

6年ごとに戸籍をつくって人口を調べ、6才以上の男子に約23a、女子には男子の3分の2の土地をわりあてました。死んだあとは土地を国に返させました。

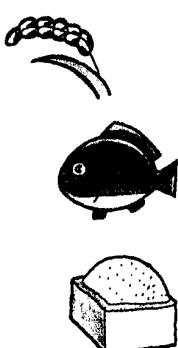
地方の役所



国(天皇)

百姓

地方の特産物(男子だけ)
人民に土地をわりあてる



●律令に定められた税の制度

図2 律令制度のしくみ (6年生の社会の教科書から)

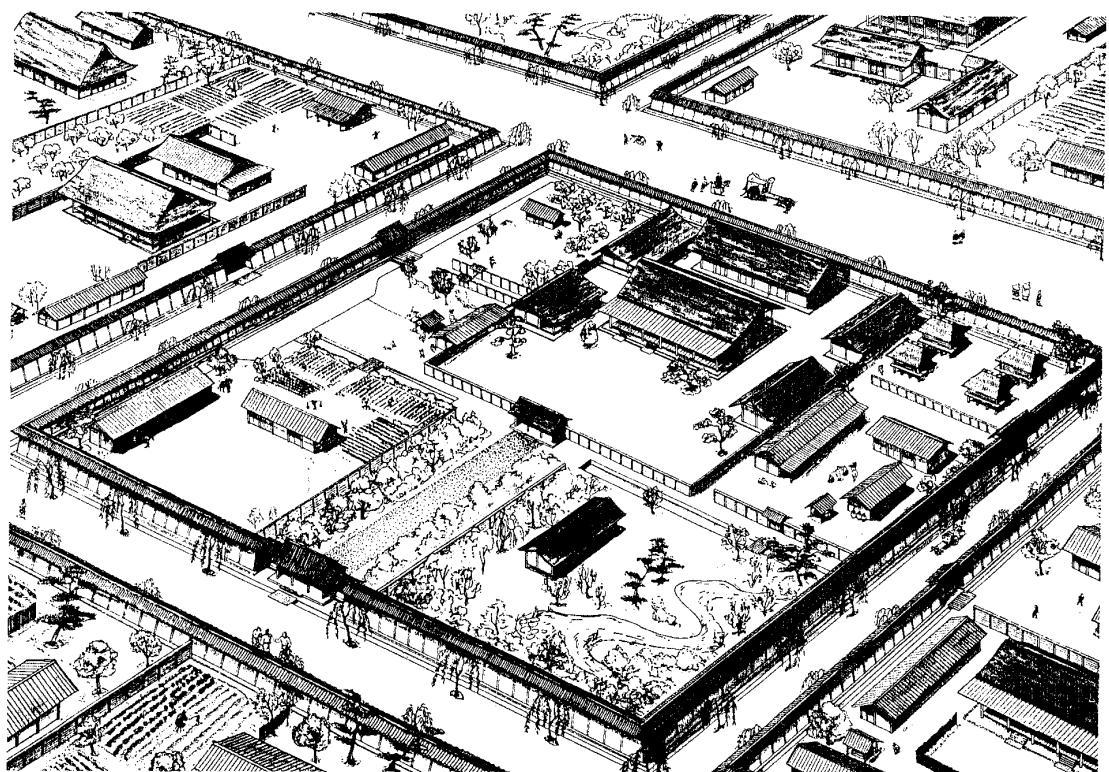


図3 平安京右京一条三坊九町の住宅地の想像図（今の山城高校のところ）

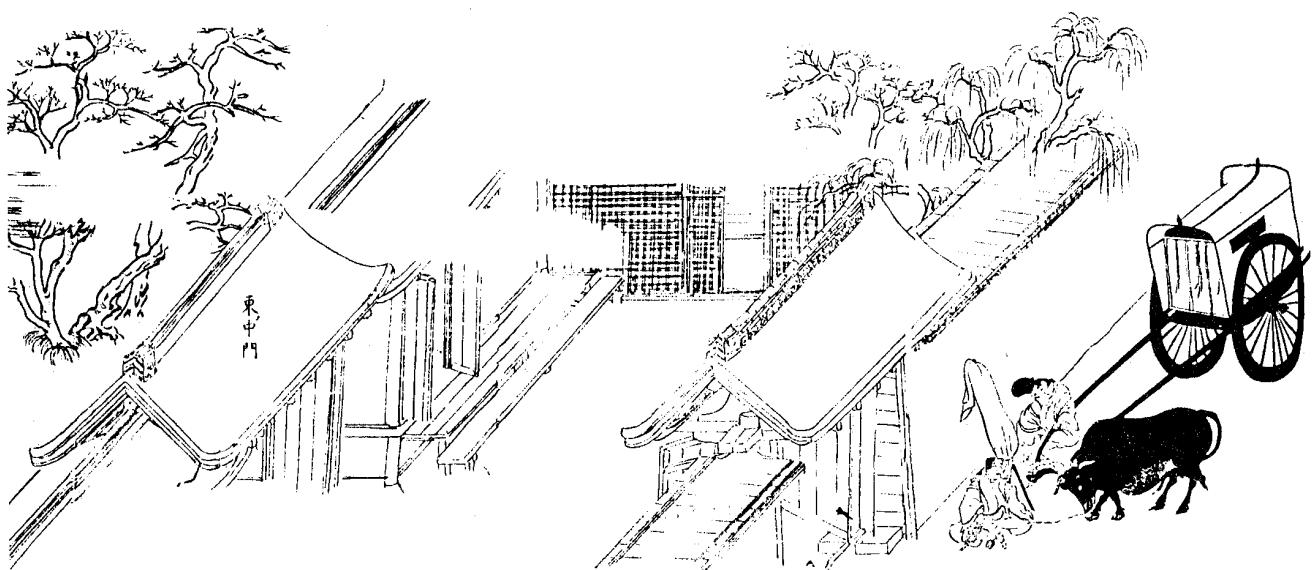


図4 平安時代の終り頃に描かれた絵巻物にみられる道路と塀と門

（貴族の家の東の築地と門が描かれています。左には建物の廊下につくられた中門がみられ、その奥に主人の建物と庭があります。道路ではこの家に招かれた人が乗ってきた牛車と従者が待っています。道路の溝はすでに埋められたのか描かれていません。）

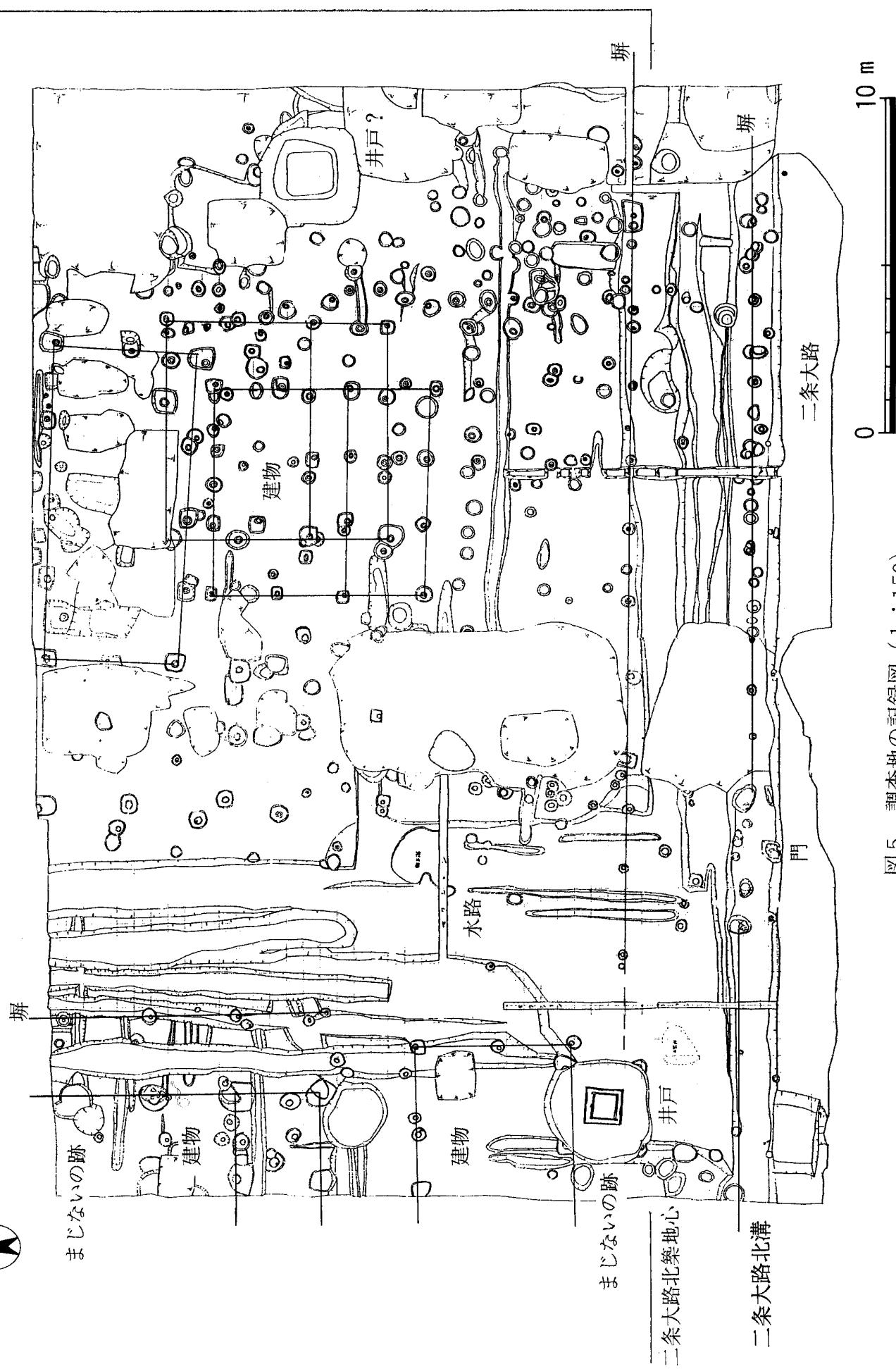


図5 調査地の記録図 (1 : 150)

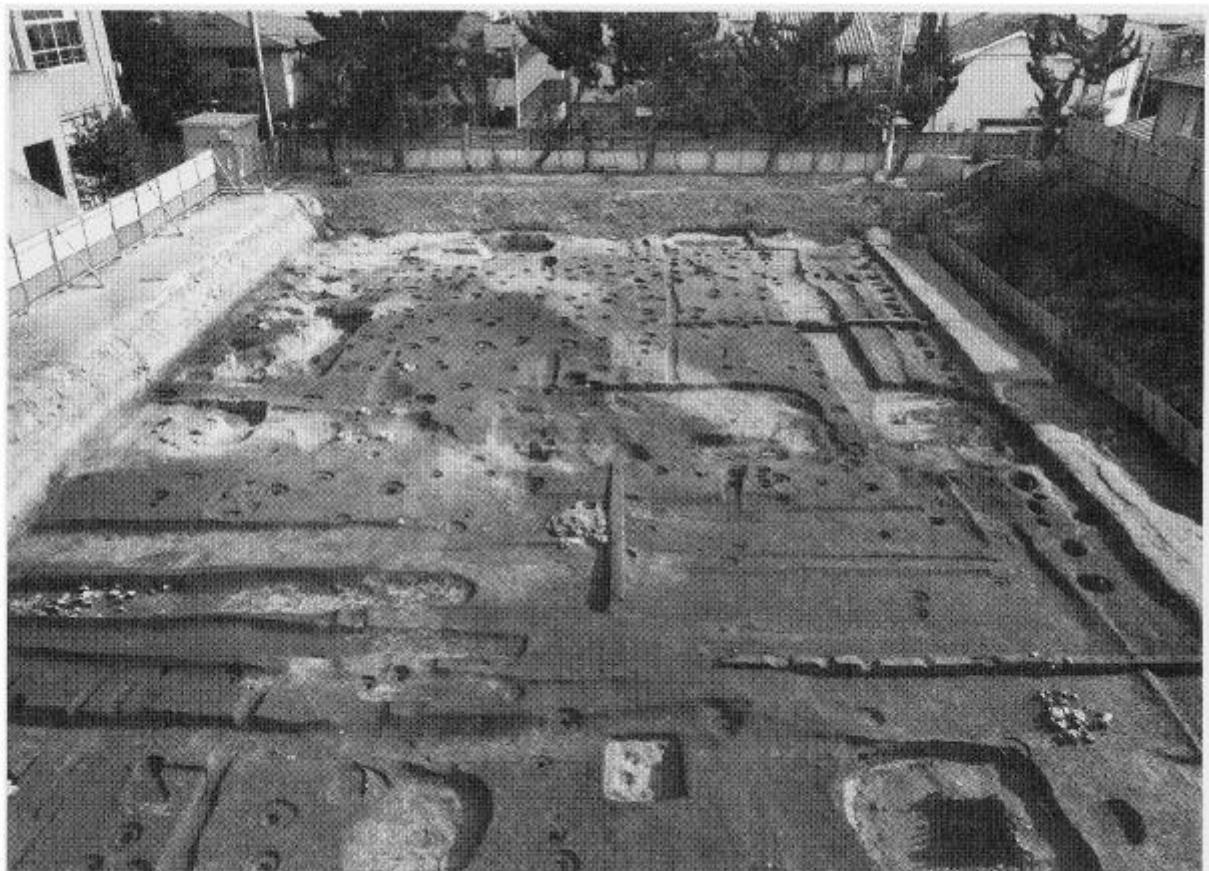


写真1 発掘調査地の風景（西から）

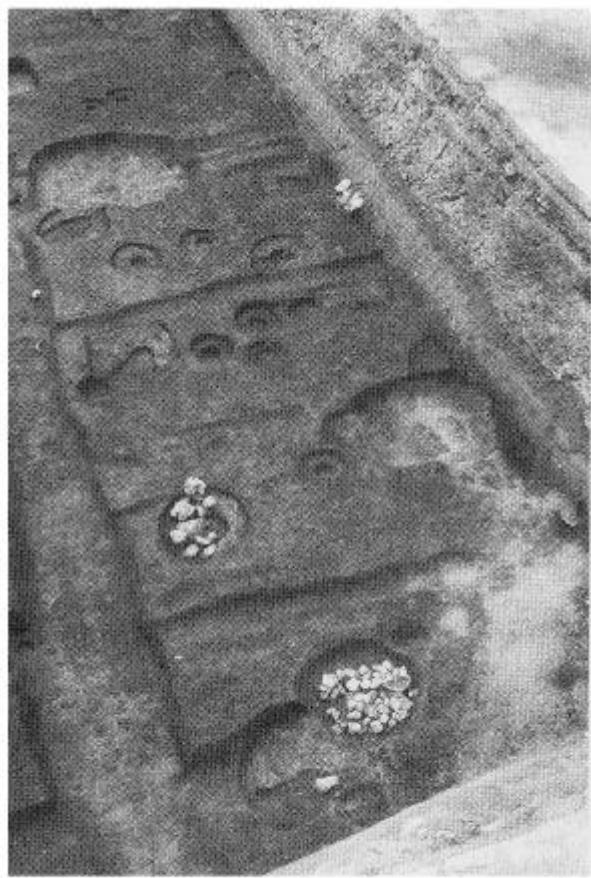


写真2 建物の柱穴とまじないの跡

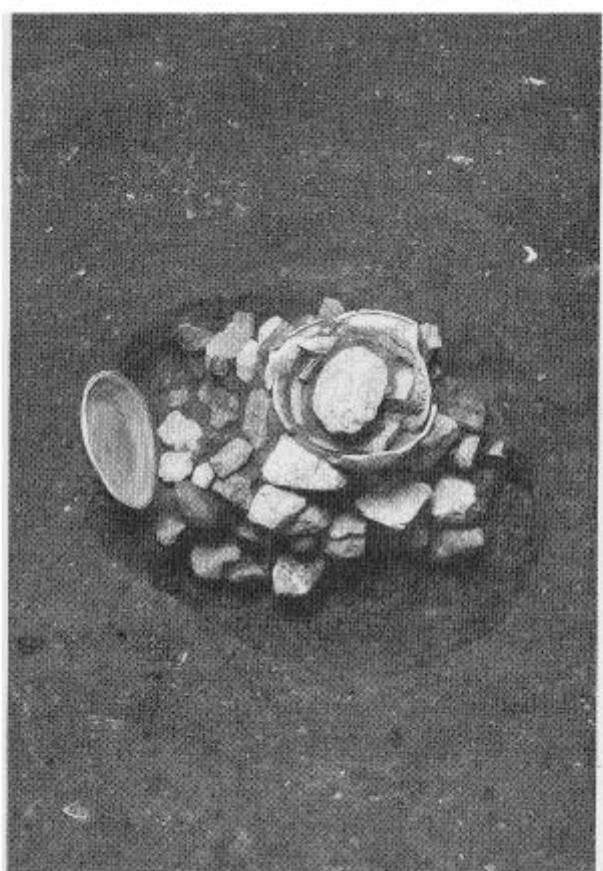


写真3 まじないの跡